

「家事・育児」シェア推進事業業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

「家事・育児」シェア推進事業業務委託の受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

「家事・育児」シェア推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

8, 0 4 3, 7 9 4 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月16日まで

5 参加資格要件

- (1) 民間企業、個人事業主、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和7年5月26日（月） |
| (2) 質問等の締切 | 令和7年6月11日（水） |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和7年6月16日（月） |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和7年6月19日（木）午後5時 |
| (5) 審査結果の通知 | 令和7年6月27日（金）までに |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙１）を提出すること。

① 提出先

下記１２を参照

② 提出期限

令和７年６月１６日（月）まで

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書（５部）

- ・ 提出する企画案は、１案のみとする。
- ・ 書式はＡ４判（一部Ａ３判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書（原本１部、写し４部）

- ・ 仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（１部）

- ・ 別紙２により提出すること。

③ 提出先

下記１２を参照

④ 提出期限

令和７年６月１９日（木）午後５時必着

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙３）を提出すること。

① 提出先

下記１２を参照

② 提出期限

令和７年６月１１日（水）

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知

する。（質問者名は公表しない。）

(4) 審査項目

別添「審査基準表」のとおりとする。

(5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

また、参加者が1者のみの場合は、審査基準の評点の合計が6割以上の場合に選定する。

(6) 審査の通知

令和7年6月27日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき。
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。
 - ① 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
 - ② 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
 - ③ 団体等へ加入するための負担金
 - ④ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県福祉保健部こども政策課こども・若者戦略担当（担当：上野、吉岡）
- (3) 連絡先 電話番号 0985-44-2835
ファックス番号 0985-26-3416
メールアドレス kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp